



富士山
静岡
静岡

ふじのくに 景観形成計画

行動計画

自然、文化、歴史が織りなす
“ふじのくに回遊式庭園”の実現に向けて

平成29年 3月

静岡県

目 次

1	行動計画（A）	
	事業・取組一覧表	1
	事業個票	2
2	行動計画（B）	
	事業・取組一覧表	30

表 行動計画(A)事業・取組一覧表

No	主要方策	事業・取組名	部局名	担当課
1	主要方策1 広域景観形成を さらに加速させる	広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課
2		富士山広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課
3		伊豆半島広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課
4		大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課
5		駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課
6		清水海岸(三保地区)の景観改善の取組	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課
7		三保松原の松林保全技術支援事業	経済産業部	森林整備課
8		富士山周辺地域における無電柱化の推進	交通基盤部	道路企画課
9		伊豆半島における屋外広告物対策	交通基盤部	景観まちづくり課
10		伊豆地域緊急森林整備事業	経済産業部	森林整備課
11		伊豆地域における無電柱化の推進	交通基盤部	道路企画課
12	主要方策2 国内外に誇れる 高質な公共空間を形成する	公共施設整備における景観形成の推進	交通基盤部	景観まちづくり課
13		公共施設整備のデザイン協議の推進	交通基盤部 他	景観まちづくり課 各公共施設整備担当課
14		屋外広告物行政の推進	交通基盤部	景観まちづくり課
15		屋外広告物行政への民間活力導入	交通基盤部	景観まちづくり課
16	主要方策3 静岡の景観を 全ての地域から底上げる	市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援	交通基盤部	景観まちづくり課
17		観光地エリア景観計画の策定支援	交通基盤部	景観まちづくり課
18		景観重要公共施設の指定支援	交通基盤部 他	景観まちづくり課 各公共施設整備担当課
19		専門アドバイザーの派遣	交通基盤部	景観まちづくり課
20		美しい茶園でつながるプロジェクト	経済産業部	地域農業課
21		農村景観保全への取組について	交通基盤部	農地整備課
22		ふじのくに美しく品格のある邑づくり	交通基盤部	農地保全課
23		豊かな暮らし空間創生の促進	くらし・環境部	住まいづくり課 公営住宅課
24	主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して 景観形成に取り組む	県費助成や許認可を通じた景観形成	交通基盤部 他	景観まちづくり課 県費助成・許認可制度所管課
25	主要方策5 自立した持続性のある 県民・事業者にも根ざした 景観形成を進める	景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進	交通基盤部	景観まちづくり課
26		景観形成を担う人材の発掘・育成	交通基盤部	景観まちづくり課
27		景観形成を支える財源の確保・支援	交通基盤部	景観まちづくり課
28	主要方策6 景観形成をマネジメントする	景観形成推進コーディネーターの養成	交通基盤部	景観まちづくり課
29		多面的なモニタリングの実施	交通基盤部	景観まちづくり課

行動計画（A）事業個票

					番 号	1	
事業・取組名	広域景観の形成						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	全広域景観						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課		景観まちづくり課			
概 要	<p>広域景観の形成を図るため、県が中心となって市町、関係事業者等とともに推進体制（広域景観協議会等）を構築し、観光と景観形成の統合的な戦略も考慮しながら、広域景観の景観形成方針・行動計画の策定・進捗管理及び共通の規制・誘導策の検討等を行う。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<p>○全広域景観共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、広域景観の特徴と取組状況に応じて、協議会の運営支援、関係団体への働きかけ、広域景観エリア内の重点箇所の選定・支援等を行う。 富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園において成功事例を積み上げ、そのノウハウを蓄積した上で、駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸において景観形成を展開する。 県が先頭に立ち、景観形成のリーディングプロジェクトを実施することを、協議会等で検討する。 地域の課題解決（空き家、耕作放棄地等）と景観形成の両方の達成を目指すことを検討する。 景観の規制・誘導に関する共通基準を検討する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園	成功事例の積み上げ ノウハウ蓄積						
駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸	-----					他広域景観へ展開	

※広域景観毎の配慮事項、進め方、スケジュールは別の事業個票で示す。

行動計画（A）事業個票

					番 号	2	
事業・取組名	富士山広域景観の形成						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	富士山						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課		景観まちづくり課			
概 要	富士山広域景観を一層魅力あるものにしていくため、富士山周辺景観形成保全行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<p>県、関係市町等で構成する広域景観協議会を中心に、景観形成方針を踏まえ、次の取組を行う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><景観形成方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ●富士山の眺望景観を阻害するものの整除 ●富士山周辺の魅力的な景観の保全 ●富士山への眺望景観の創出 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画に位置付けた事業の推進 ・ 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整 ・ 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有 ・ 法定の景観協議会への移行 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
富士山の眺望景観の形成等							
行動計画の進捗評価		計画の見直し					
法定の景観協議会への移行	— —	移行準備	— —	— —	● 移行		

行動計画（A）事業個票

					番 号	3	
事業・取組名	伊豆半島広域景観の形成						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	伊豆半島						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		景観まちづくり課			
概 要	伊豆半島の景観形成を一体的に進めるため、伊豆半島景観形成行動計画に基づき、県と市町等が連携して景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<p>県、関係市町等で構成する「伊豆半島景観協議会」を中心に、景観形成方針を踏まえ、次の取組を行う</p> <p><景観形成方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ●周遊観光が楽しく快適になる魅力的な沿道・沿線景観の形成 ●伊豆半島の広がり満喫できる美しい眺望景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画に位置付けた事業の推進 ・ 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整 ・ リーディングプロジェクトの検討・実施 ・ 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有 ・ 法定の景観協議会への移行 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期	長期
	H29	H30	H31	H32	H33	(H34～H38)	(H39以降)
沿道景観・眺望景観の形成	—————						
行動計画の進捗評価	—————					計画見直し	—————
リーディングプロジェクトの検討・実施	—————						
法定の景観協議会への移行	— — —	— — —	移行準備	— — —	— — —	— — —	● 移行

行動計画（A）事業個票

		番 号	4				
事業・取組名	大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	大井川流域・牧之原大茶園						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	静岡ならではの茶園景観を保全・形成するため、県と市町等で連携して、大井川流域・牧之原大茶園広域景観形成行動計画を策定し、景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<p>県、関係市町等で構成する「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を中心に、景観形成方針を踏まえ、次の取組を行う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><景観形成方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ●静岡のシンボルとなる茶園景観の保全 ●観光客周遊ルートにおける景観の保全 ●茶園や富士山と調和した空港周辺の景観の形成 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画の策定 ・ 行動計画に位置付けた事業の推進 ・ 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整 ・ 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有 ・ 法定の景観協議会への移行 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
行動計画の策定	■■■■■						
茶園景観の保全等			■■■■■				
行動計画の進捗評価						計画見直し	
法定の景観協議会への移行	■■■■■	■■■■■	移行準備		■■■■■	■■■■■	● 移行

行動計画（A）事業個票

					番 号	5	
事業・取組名	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		景観まちづくり課			
概 要	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸の景観形成を一体的に進めるため、県と市町等が連携して景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 関係市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整を行う。 各広域景観で特に保全・形成する必要のある景観形成について検討を行う。 行動計画の策定、行動計画に位置付けた事業の推進（各市町への働きかけ）を行う。 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有する。 先行する富士山、伊豆半島、大井川流域・牧ノ原大茶園の広域景観の取組の成果やノウハウを参考にして、景観形成に取り組む。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
情報の交換・共有 勉強会の開催 現地調査の実施							
行動計画策定 行動計画に位置付けた 事業の推進・進捗評価							

行動計画（A）事業個票

					番 号	6	
事業・取組名	清水海岸（三保地区）の景観改善の取組						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	富士山						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課		河川企画課・河川海岸整備課			
概 要	<p>三保松原が世界文化遺産「富士山」の構成資産に登録される過程で、イコモスから、砂浜を保全するために設置した消波堤が「審美的観点から望ましくない」との指摘を受けたため、世界文化遺産の構成資産にふさわしい景観への改善を目指す。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<p>「三保松原白砂青松保全技術会議」（H25-26年度）で決定した「景観改善に関する対応方針」に基づき対策を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 将来構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を実現するため、常に土砂供給の連続性を確保するよう努める。 2 砂浜が自然回復するまでの間、景観上配慮した最小限の施設により、砂浜を保全する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 短期対策として、1号、2号消波堤をL型突堤に置き換える。 (2) 上記対策の効果を検証した上で、中期対策として3号、4号消波堤をL型突堤に置き換える。（※対策の要否を含め、詳細は短期対策完了後に改めて検討。） 3 モニタリングにより海浜変化等を常に把握し、順応的に対策を見直す。 4 目指す海岸の姿を実現するため、関係者・関係機関との連携を進める。 5 世界文化遺産と名勝及びその周辺部を一体として捉え、三保松原の文化財的な価値の維持・向上に努める。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
対策工法の検討	モニタリング・計画見直し						
L型突堤の設置	1号L型突堤			2号L型突堤 (1号の整備効果等を検証し、整備方針を検討)			短期対策の効果を検証して対策内容を再検討
養浜							

行動計画（A）事業個票

					番 号	7	
事業・取組名	三保松原の松林保全技術支援事業						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	富士山						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	経済産業部			担当課	森林整備課		
概 要	<p>三保松原の松林を適切に保全するため、三保松原の松林保全技術支援事業により、静岡市が行うマツ材線虫病対策や松林に適した土壌改善等を技術的に支援する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 三保松原の松林保全技術会議の提言書に基づき、マツ材線虫病の早期微害化やマツの生育に適した環境づくりを進め、健全な松林の維持管理により、三保松原の景観を保全する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
マツ材線虫病対策							
松林に適した土壌改善等							
・土壌改良資材等試験・検証							
・三保主要区域で実施							

行動計画（A）事業個票

					番 号	8	
事業・取組名	富士山周辺地域における無電柱化の推進						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	富士山						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	道路企画課				
概 要	富士山周辺地域の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進める。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業中の「白糸ノ滝周辺地区」については、早期に無電柱化を完了させる。 ・ 今後、策定が予定される次期無電柱化推進計画において、良好な富士山眺望景観の形成の観点から箇所を位置付け、無電柱化事業を実施する。 ・ 一般的な電線共同溝整備による手法のほか、視点場を特定した上でのスポット的な電線・電柱の撤去等、早期の景観改善効果発現につながる無電柱化にも取り組む。 ・ 無電柱化実施箇所は、富士山周辺景観形成保全行動計画において景観の核をつくる要素として位置付けられた「沼津港」「富士山本宮浅間大社」「三嶋大社」など、既存・関連計画との整合を図りつつ、電線管理者、地元市町と調整のうえで選定する。 ・ 無電柱化推進計画の策定、個別箇所の実施手法等の検討・調整においては、平成26年度に設置した「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」を活用する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
白糸ノ滝周辺地区無電柱化	—————						
次期無電柱化計画に基づく無電柱化	● 策定	—————				見直し	見直し
スポット的な電線・電柱の撤去等	● 選定	—————					
富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会	----- 必要に応じて開催 -----						

行動計画（A）事業個票

					番 号	9、14	
事業・取組名	伊豆半島における屋外広告物対策						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する					
方策の展開	伊豆半島	屋外広告物の適正な規制・誘導					
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	<p>伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするとともに、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。</p> <p>県民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋外広告物を顕彰する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。 ・ 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て看板」（案内図板、一般広告）の違反をゼロにすることを目指す。 ・ 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推進する。 ・ 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定（数値）・進捗管理を行う。 ・ 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会（有識者会議）に報告する。 ・ 市町別の進捗状況を随時公表し、取組を促進する。 ・ この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
規制強化							
条例改正	■						
既存不適格広告物の撤去		■					
違反屋外広告物の是正指導							
現況調査	■						
違反広告物の是正指導						引き続き実施 (自家広告物等)	
屋外広告物の顕彰							

行動計画（A）事業個票

					番 号	10	
事業・取組名	伊豆地域緊急森林整備事業						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	伊豆半島						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	経済産業部			担当課	森林整備課		
概 要	<p>世界文化遺産「韮山反射炉」、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技会場「ベロドローム」に来訪される方々に対するおもてなしとして施設及びアクセス道周辺の景観向上を図るため、森林の修景伐を実施する事業者を支援する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 伊豆半島景観協議会と連携し、伊豆半島景観形成行動計画に沿った計画を立て、施設及びアクセス道周辺の景観向上を図るため、ビューポイントを中心に森林の修景伐を進める。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
修景伐への助成	—————						

行動計画（A）事業個票

					番 号	11	
事業・取組名	伊豆地域における無電柱化の推進						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる						
方策の展開	伊豆半島						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		道路企画課			
概 要	伊豆半島の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進める。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 今後、策定が予定される次期無電柱化推進計画において、良好な眺望景観の形成の観点から箇所を位置付け、無電柱化事業を実施する。 一般的な電線共同溝整備による手法のほか、視点場を特定した上でのスポット的な電線・電柱の撤去等、早期の景観改善効果発現につながる無電柱化にも取り組む。 無電柱化実施箇所は、伊豆半島景観形成行動計画との整合を図りつつ、電線管理者、地元市町と調整のうえで選定する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
次期無電柱化計画に基づく無電柱化	● 策定	■	■	■	■	見直し	見直し
スポット的な電線・電柱の撤去等	● 選定	■	■	■	■		

行動計画（A）事業個票

					番 号	12	
事業・取組名	公共施設整備における景観形成の推進						
主要方策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する						
方策の展開	公共空間の高質化						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課		景観まちづくり課			
概 要	<p>公共施設の整備に際しては、地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全を図る必要がある。そこで、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の充実を図る。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに色彩・デザイン指針」のうち、デザインに配慮する事項や色彩・デザイン事例集について充実を図る。 現在の指針をベースに、主に「デザイン」に係る部分について内容を充実させる。 デザインに関して検討すべき内容は、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階で異なることから、それぞれの段階で留意すべき事項を整理する。 県内事例が少ない分野については、県外的事例も併せて紹介を行う。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
指針の改定							
事例調査、収集							
改定							
事例集の作成							
事例収集							
事例集の作成、追加							

行動計画（A）事業個票

					番 号	13	
事業・取組名	公共施設整備のデザイン協議の推進						
主要方策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する						
方策の展開	公共空間の高質化						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	<p>県が実施主体である大規模な公共施設（道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、観光施設等）について、景観形成のお手本となる事例を増やしていくため、景観懇話会の検討案件とする条件を見直し、検討案件を増やすとともに、構想・設計の各段階からデザイン協議を行う仕組みを検討する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 静岡県景観懇話会による検討案件の対象範囲を拡大する。 検討案件の拡大に当たっては、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階におけるデザイン検討等が行われるよう留意する。 対象範囲とする公共施設（道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、観光施設等）については、関係課と協議の上、静岡県景観懇話会に諮って決定する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
対象案件の選定方法等の検討	■						
試行的な運用		■	■	■			
運用改善		■	■	■			
全庁運用					■	■	■

行動計画（A）事業個票

					番 号	15	
事業・取組名	屋外広告物行政への民間活力導入						
主要方策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する						
方策の展開	屋外広告物の適正な規制・誘導						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		景観まちづくり課			
概 要	<p>屋外広告物行政の慢性的な人員不足に対応するため、屋外広告物の事務手続きにおいて、民間活力を積極的に導入することを検討する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物事務における行政と民間の役割分担を見直し、屋外広告物の設置許可等の事務を第三者機関へ委託することを積極的に検討する。 第三者機関は、景観形成に関する活動を行っている団体から選定することとし、具体の選定や委託範囲については、外部有識者等による審議の上で決定する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
事例調査、ヒアリング	■						
民間活力導入方法の検討		■	■				
外部有識者等による審議				■	■		

行動計画（A）事業個票

					番 号	16	
事業・取組名	市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	市町景観行政の積極的支援						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		景観まちづくり課			
概 要	<p>景観行政の中心的な役割を担う基礎自治体である市町が、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進していくため、市町の景観行政団体への移行及び景観計画の策定を支援する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観形成を推進するための機運を盛り上げ、住民の理解を得るために、市町と連携を図りながら、県民、事業者等を対象とした景観セミナーを開催する。 市町が行う景観形成活動やシンポジウム、セミナーなどへ、専門アドバイザーを派遣する。 景観行政団体へ移行していない市町のトップに面談し、景観形成の重要性、景観行政団体への移行手順等について説明し、移行を働きかける。 ふじのくに景観形成計画第2部「市町における景観形成の推進」を活用し、景観計画の策定・見直しを支援する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
市町の景観行政団体への移行支援	H28：28市町				35市町		
市町景観計画の策定・見直し支援	H28：20市町					35市町	

行動計画（A）事業個票

					番 号	17	
事業・取組名	観光地エリア景観計画の策定支援						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	市町景観行政の積極的支援						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		景観まちづくり課			
概 要	<p>機能重視で点的な観光施設整備を進めてきたこれまでの方針を転換し、景観ビジョンに基づき、観光施設の面的な景観配慮を行っていくため、市町の観光地エリア景観計画（以下「計画」という。）の策定を支援する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 重点的に景観形成を図るべき観光地について、市町が主体となり計画を策定する。 県は、モデル的に実施した伊豆半島の観光地 13 箇所の計画を参考に、市町の計画策定を支援する。 策定に当たっては、地域景観ミーティングを開催し、地域とともに議論を行い、関係者間で景観ビジョンを共有する。 地域景観ミーティング 構成員：市町（景観、観光部署）、県、地元住民（観光協会、自治会、地域活動団体等の代表者等） 検討内容：対象箇所の景観形成上の課題や特性、目指すべき姿と景観形成の方向性、具体的な取組と役割分担等 策定した計画案については、第三者の視点で確認する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
計画策定の支援	重点取組期間						

行動計画（A）事業個票

					番 号	18	
事業・取組名	景観重要公共施設の指定支援						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	市町景観行政の積極的支援						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		景観まちづくり課			
概 要	<p>地域の良好な景観を構成する重要な公共施設を、積極的に景観重要公共施設に指定するため、公共施設管理者から景観行政団体である市町に対して、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを積極的に要請する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 県が管理する公共施設のうち、地域の良好な景観を構成する重要な公共施設については、景観重要公共施設に指定することを市町に対して積極的に要請する。 景観重要公共施設制度の積極的活用を促進するため、景観上重要な公共施設の選定方法、個別具体の指定や関係機関の調整・協議方法等について検討し、地域性に寄らない標準的な項目・方法を整理する。 整理結果をもとに、市町が県の施設を景観重要公共施設に指定する場合の手引きを作成する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
事例調査、ヒアリング	■						
指定対象の選定方法等 検討、選定及び施設管理 者との協議	■	■					
手引の作成		■	■				
市町への指定要請・協議				■	■	■	■

行動計画（A）事業個票

					番 号	19	
事業・取組名	専門アドバイザーの派遣						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	市町景観行政の積極的支援						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	<p>市町が景観計画の策定・見直し、公共施設の整備等について検討する際に、景観形成の専門的な見地からアドバイスを受けられるよう、景観工学や色彩、観光等の専門家を市町に派遣する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 景観工学や色彩・デザインを専門とする学識経験者、景観形成につながる活動を展開している団体メンバー等を、「(仮称)景観形成推進アドバイザー」として認定・登録する。 新たな景観アドバイザーの確保のため、景観行政に関わりを持つ専門家を中心にアドバイザーへの登録を働きかけていく。 アドバイザーは、行政職員の人材育成にも関わる。 市町の景観計画やガイドライン等の策定・見直し、市町の公共施設等の整備に際して、必要に応じて、市町からの要請も踏まえつつ、(仮称)景観形成推進アドバイザーの派遣（斡旋）を行う。 中長期的には、県民・事業者等が行う活動に対しても、アドバイザーを派遣することを検討する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
事例調査、制度設計							
認定、登録(毎年度更新)							
市町へ派遣(斡旋)							
県民・事業者等へ派遣							

行動計画（A）事業個票

					番 号	20	
事業・取組名	美しい茶園でつながるプロジェクト						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	農山漁村景観の保全・活用						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	経済産業部	担当課	地域農業課				
概 要	<p>中山間地域の茶業の活性化と地域振興を図るため、モデル地区において、茶園景観の魅力など地域資源を活かした、国内外からの誘客に向けた地域住民や農家等の取組を促進する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 美しい茶園の景観など地域資源を活用した、茶や体験プログラムなどの商品開発を進める。 ワークショップなどを通じて、地域住民や関係者が一体となって合意形成が行われるよう支援する。 県内7箇所を設定したモデル地区の活動を支援する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
地域資源を活用した商品開発	■						
合意形成の支援	■						
モデル地区の活動支援	■						

行動計画（A）事業個票

					番 号	21	
事業・取組名	農村景観保全への取組について						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	農山漁村景観の保全・活用						
取組項目	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		農地整備課			
概 要	<p>日本平地域周辺は、「有度山風致地区」や「三保久能海岸風致地区」に指定されており、景観との調和に配慮した農業や基盤整備を実施していく必要がある。</p> <p>このため、日本平地域にふさわしい景観を保全することを目的に、土地改良区やJAしみず等の等関係者と「農村景観保全検討会」を設置し、実証試験や意見交換を通じて、「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を平成28年7月22日に策定した。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を清水区内の土地改良区、JAしみずや関連行政機関へ配布し、本取組を広報誌等へ紹介するなど広く情報発信を行っていく。 本指針をモデルとし、清水区内の土地改良区を対象とした「農村景観保全指針「清水版」」を作成し、農村景観保全の取組み拡大を推進する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
農村景観保全指針「清水版」策定	■						
農村景観保全の取組み	■	■	■	■	■		

行動計画（A）事業個票

					番 号	22	
事業・取組名	ふじのくに美しく品格のある邑づくり						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	農山漁村景観の保全・活用						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	農地保全課				
概 要	<p>地域資源の保全等に先進的に取り組んでいる集落等を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信する。さらに、美しく品格のある邑のブランド力の向上を図るため、邑と邑とが連携した自律的な活動を市町等との協働により支援する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 農村の活力の再生や個性の発現を図るため、景観阻害要因の修景や、棚田の復元等による農山村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全・継承を推進するとともに、価値の継承に必要な体制作りを支援する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
美しく品格のある邑づくりの推進							
むらサポによる保全活動の啓発、サポーター募集推進							

行動計画（A）事業個票

					番 号	23	
事業・取組名	豊かな暮らし空間創生の促進						
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方策の展開	良好な市街地・産業地景観の確保						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	くらし・環境部	担当課	住まいづくり課				
概 要	<p>“ふじのくに” ならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備することにより豊かな暮らし空間を創生し、快適な暮らし空間の実現を図る。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<p>景観に配慮した住環境等を持つ住宅地である「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及・啓発を図る取り組みを行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の基準を満たした住宅地を「豊かな暮らし空間創生住宅地認定制度」により認定 ・ 内陸フロンティア推進区域における住宅地整備に対する助成 ・ 豊かな暮らし空間の実現に向けた、アドバイザーの派遣 ・ 市町や事業者などを対象とした講演会の開催や、ホームページ等による積極的な周知 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
認定住宅地の整備							
住宅地整備の認定	—————						未定
住宅地整備への助成	—————						
普及・啓発							
アドバイザーの派遣	—————						未定
講演会の開催等	—————						未定

行動計画（A）事業個票

					番 号	24	
事業・取組名	県費助成や許認可を通じた景観形成						
主要方策	ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む						
方策の展開	県費助成や許認可等を通じた景観形成						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	市町・県民・事業者等が行う開発行為や建築行為を通じて良好な景観の形成を促進するため、県費助成や許認可制度と景観施策を連携させた仕組みを構築する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 景観と密接な関係にある観光、子育て、福祉等の施設整備に対する県の補助制度について、景観に配慮された施設整備が的確に行われるよう制度の見直しを行う。 許認可制度についても、景観施策との連動を検討する。 静岡県景観づくり推進本部において、県費助成・許認可制度と景観施策との具体的な連携方法について検討を行う。 平成 28 年度に実施した観光施設整備事業費補助金と景観施策の連携方法をモデルケースとし、その他の県費助成・許認可制度と景観施策との連携方策を検討する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
対象事業の整理							
連携方法の検討							
補助制度の見直し							

行動計画（A）事業個票

					番 号	25	
事業・取組名	景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進						
主要方策	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める						
方策の展開	景観に対する意識を変えていくための普及啓発						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担 当 課		景観まちづくり課			
概 要	<p>県民、事業者による自発的な景観形成の実施及び行政が行う景観形成への理解・協力を繋げるため、普及啓発活動を広く展開する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 景観に対して関心が低い県民・事業者にも関心、興味を持っていただくための普及啓発や情報発信の方法等について、幅広く研究を行う。 現場レベルから景観に対する意識を高めるため、事業者、業界団体等に対して、景観形成の趣旨、意義、規制内容等について周知を図る。 景観形成の取組の結果として得られた景観の魅力や地域経済への効果、周辺住民の感想等について、継続的に発信を行う。 優れた景観形成に貢献している個人又は団体を表彰することにより、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図る。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期	長期
	H29	H30	H31	H32	H33	(H34～H38)	(H39以降)
効果的な普及啓発方法の研究							
事業者、業界団体等に対する普及啓発							
取組成果の継続的な発信							
静岡県景観賞の授与							

行動計画（A）事業個票

					番 号	26	
事業・取組名	景観形成を担う人材の発掘・育成						
主要方策	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める						
方策の展開	景観形成を担う人材の育成						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	<p>県民、事業者による自発的な景観形成において、中心的な役割を担っていただける人材の発掘・育成を行う。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> • 大学と連携し、景観に関する公開講座を開設する。 • 学生が地域の景観形成の活動に参画することで単位を取得できる仕組み等を検討する。 • 景観マイスターや景観アドバイザー認定など、県独自の資格認定制度を検討する。 • 学校教育や生涯学習で活用できる景観学習教材を開発するとともに、これら教育の場への講師の派遣等を推進する。 • 行政と民間を繋ぐ中間組織（人材ネットワーク・地域マネジメント組織）の立ち上げを検討する • 恒常的に県内で活動できる専門家を育成し、多様な専門分野の専門家集団をつくることを目指す。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
大学との連携							
公開講座の開設、連携検討	■	■	■	■	■	■	■
資格認定制度の創設							
事例調査、制度検討	■	■					
認定制度運用		■	■	■	■	■	■
景観学習教材の作成							
事例調査、教材作成	■	■					
学校等へ配布、活用			■	■	■	■	■

行動計画（A）事業個票

					番 号	27	
事業・取組名	景観形成を支える財源の確保・支援						
主要方策	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める						
方策の展開	景観形成を支える財源の確保・支援						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	<p>県民、事業者等による景観上価値のある建築物の保存や改修、先進的な景観形成活動等が継続的に行えるよう、資金の確保、支援を行う。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 景観形成に関する活動を行っている団体と、社会貢献活動を検討中の企業のマッチングを行う（セミナーや研修会を活用した意見交換の場づくり等）。 さらに、必要となる資金の確保に向けて、各種手法を研究し、景観形成に取り組む所有者や活動団体への支援内容を拡充する。 中長期的には、ファンド（基金）創設や景観税の導入について検討を行う。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
景観形成活動団体と企業との意見交換会開催							
財源確保の研究							

行動計画（A）事業個票

					番 号	28	
事業・取組名	景観形成推進コーディネーターの養成						
主要方策	景観形成をマネジメントする						
方策の展開	技術力の向上						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	景観行政担当者が景観形成において求められる知識を習得できるよう、専門的な知識・経験を習得できる機会を提供する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> 景観行政担当者が抱えている課題、ニーズに応じた研修内容を検討する。 他都道府県等で実施されている先進事例を調査し、有効かつ適用可能な研修内容を検討する。 セミナーや研修会等、景観に関して実践的に学習できる機会を継続的に提供する。開催に当たっては、県内大学等との連携を考慮する。 先進地現地調査（国内、海外）を企画するとともに、調査結果をレポートや小冊子として取りまとめ、景観行政担当者に向けて情報提供を行う。 知識研鑽に励んでいる景観行政担当者を評価するため、CPDプログラムの導入、景観形成推進コーディネーターへの認定等を検討する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
研修会、先進地現地調査の実施							
技術力評価の検討							
事例調査、制度設計							
CPDプログラム運用							
景観形成推進コーディネーター認定							

行動計画（A）事業個票

					番 号	29	
事業・取組名	多面的なモニタリングの実施						
主要方策	景観形成をマネジメントする						
方策の展開	外部視点による評価						
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究検討 <input type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まちづくり課				
概 要	<p>地域住民が気付いていない地域の魅力を発見・再確認し、更なる景観形成を実現するため、多様な外部の視点から意見・提言をいただくとともに、発見された地域の魅力等の情報を国内外に向けて発信する。</p>						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
<ul style="list-style-type: none"> • 現地視察や座談会を通じて、国際識者、地域外住民、地域外行政団体等の多面的な外部の視点から見た静岡県の景観、感動した景観、残念な景観等に関する意見を聴取し、静岡らしい景観とは何か、何を磨いて、何を改善すれば良いかを検討する。 • 国際識者は、マスメディアで活躍する有識者、外国人研究者のほか、自治体や大学等で活躍・研修している職員、県内企業に務める外国人等、多様な人材から検討する。 • 現地視察及び座談会の様子はレポートにまとめ、地域住民や県と関わりのある有識者等に向けて情報発信を行う。 • 開催結果を見聞録的にまとめたものをWEBページやリーフレット等の多様な媒体を通じて発信する。また、中長期的には英語等による多言語発信を検討する。 							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期	長期
	H29	H30	H31	H32	H33	(H34～H38)	(H39以降)
現地視察、座談会							
情報発信						多言語化	

表 行動計画(B)事業・取組一覧表

No	主要方策	方策の展開	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
1	主要方策1 広域景観 形成を さらに加速 させる	富士山地域	定点観測地点からの展望景観 の観察	地元市町による県内11箇所における定点観測 により、視界に入り込む阻害要因について把握 する。	文化・観光部	富士山世界遺産課
2		富士山地域	ぐるり富士山風景街道(日本風 景街道)の取組推進	国や関係市町との連携を密にした、地域主体 の活動に参加し、広報などの側面支援を実施 する。 富士山の包括的な道路景観管理に向けた継続 的な検討・取組を実施するとともに、例年10月 の1か月間を「ぐるり富士山風景街道一周清 掃」として、富士宮市朝霧地区を中心とした清 掃活動を実施していく。	交通基盤部	道路企画課
3		駿河湾地域	駿河湾の世界で最も美しい湾 クラブ関連事業の推進	沿岸市町や加盟他湾との連携・協働による国 内外への情報発信を行う。	交通基盤部	港湾企画課
4	主要方策2 国内外に 誇れる 高質な 公共空間 を形成する	公共空間の高質化	清水都心WF地区開発基本方 針の策定	物流機能移転、大型客船受入環境整備、防潮 堤整備、緑地整備を行う。	交通基盤部	港湾企画課
5		公共空間の高質化	東静岡周辺地区「文化力の拠 点」形成検討事業	「文化力の拠点」の形成にあたり、眺望・景観へ 配慮する。	政策企画部	地域振興課
6		公共空間の高質化	日本平山頂シンボル施設の整 備	文化財保護法、県立自然公園条例及び静岡市 景観条例に基づき眺望施設を整備する。	文化・観光部	観光政策課
7		公共空間の高質化	無電柱化の推進	市町の策定する景観計画等を踏まえつつ、道 路管理者と電線管理者、地元自治体と連携・調 整して、実施箇所の選定を図り、無電柱化の推 進に努める。	交通基盤部	道路企画課
8		公共空間の高質化	わかりやすい道案内の推進	主要な観光地において、観光施設等を案内す る標識の多言語化(4ヶ国)を実施する。 道路案内標識の英語表記ルールを統一し、改 善する。	交通基盤部	道路保全課
9		公共空間の高質化	津波対策「静岡方式」の推進	伊豆半島沿岸10市町にて、市町と連携し、地 域住民や漁業関係者等、様々な立場の方々の 参加による津波対策地区協議会において、地 域の特性を踏まえた最も相応しい津波対策の 検討を行い、方針を決定する。	交通基盤部	河川企画課
10		公共空間の高質化	景観デザインの基本方針に基 づいた防潮堤整備の実施	防潮堤本体工事の進捗に併せて利活用等に 資する施設を整備する。	交通基盤部	河川海岸整備課
11		公共空間の高質化	津波避難誘導標識の設置	静岡県津波避難標識指針による統一規格に基 づく分かりやすい標識の設置を推進する。	危機管理部	危機情報課 危機政策課
12		公共空間の高質化	公共建築物等での県産材利用 促進	木材需要拡大庁内会議、地域連絡会、県産材 利用講習会・セミナー、ふじのくに木使い建築 施設表彰を開催する。	経済産業部	林業振興課
13		主要方策3 静岡の 景観を 全ての 地域から 底上げる	自然景観の保全・ 復元	産業廃棄物適正処理・不法投 棄対策事業	不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監 視・パトロール等を実施する。	くらし・環境部
14	自然景観の保全・ 復元		不法投棄未然防止緊急対策事 業費助成	廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を 実施する市町に対し、設置費用を助成する。	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
15	自然景観の保全・ 復元		多自然川づくりの推進	河川整備を行うにあたっては、多自然川づく りを基本とし、多自然工法の検討を実施する。	交通基盤部	河川海岸整備課
16	自然景観の保全・ 復元		養浜を主体とした侵食対策の 実施	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物 の設置を実施する。	交通基盤部	河川海岸整備課
17	自然景観の保全・ 復元		海岸漂着物等対策事業費助成	海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行 う市町に対し、環境省の地域環境保全対策費 補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を 活用し、助成を行う。	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
18	自然景観の保全・ 復元		放置艇プレジャーボート対策 (浜名湖)	二級河川浜名湖(都田川)等における、不法係 留船や放置艇の「パトロール調査、放置艇や沈 廃船の緊急移動・撤去等を行う。	交通基盤部	河川砂防管理課
19	自然景観の保全・ 復元		造林事業	森林を適切に管理するため、森林所有者等が 行う森林施業(保育、間伐等)を造林事業等に より支援する。	経済産業部	森林整備課

No	主要方策	方策の展開	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
20	主要方策3 静岡の 景観を 全ての 地域から 底上げる	自然景観の保全・ 復元	治山事業	保安林の機能回復、強化を図るとともに、森林 景観の改善に努める。	経済産業部	森林保全課
21		自然景観の保全・ 復元	静岡県森林景観形成ガイド ラインの普及啓発	森林土木工事の設計者や民間事業者に対し情 報提供する。	経済産業部	森林保全課
22		自然景観の保全・ 復元	都市山麓グリーンベルト整備 事業	竹林の拡大防止や植樹など、植林帯の維持や 里山の保全を定期的かつ継続的に実施する。	交通基盤部	砂防課
23		自然景観の保全・ 復元	富士山麓不法投棄廃棄物撤去 事業費助成	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産 及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保存 管理区域に不法投棄され、残置された産業廃 棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対し て、助成を行う。	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
24		農山漁村景観の保 全・活用	茶草場農法実践者の応援制度 の確立	茶草場農法応援企業の募集・登録及び、連携 した作業支援を行う。 茶草場農法の広報と実践者認定マーク入り商 品のPRを行う。	経済産業部	お茶振興課
25		農山漁村景観の保 全・活用	わさび田の保全と活用	静岡わさび農業遺産推進協議会の活動を支援 する。	経済産業部	農芸振興課
26		農山漁村景観の保 全・活用	世界かんがい施設遺産登録の 支援	世界かんがい施設遺産登録を支援する。 世界かんがい施設遺産のPRを行う。	交通基盤部	農地計画課
27		農山漁村景観の保 全・活用	景観農業振興地域整備計画の 策定支援	市町が策定する景観農業振興地域整備計画を 支援する。	交通基盤部	農地利用課 農地計画課 農地保全課
				景観行政担当者会議等において、制度の周知 等を行う。		景観まちづくり課
28		農山漁村景観の保 全・活用	耕作放棄地対策の推進	農業者が行う再生作業等の取組に対して支援 する。 耕作放棄地の再生利用事例や手法を研究する ためのシンポジウムを開催する。	経済産業部 交通基盤部	農業ビジネス課 農地計画課
29		良好な市街地・産 業地景観の確保	(公財)静岡県グリーンバンク 環境緑化事業への支援	(公財)静岡県グリーンバンクが県民の協力を 得て行う環境緑化事業に対し助成する。	くらし・環境部	環境ふれあい課
30		良好な市街地・産 業地景観の確保	街路整備事業	景観や環境に配慮した歩道舗装や照明、街路 樹等を設置する。 無電柱化を推進する。	交通基盤部	街路整備課
31		良好な市街地・産 業地景観の確保	公園・緑化推進事業	市町が行う都市緑化に貢献する公園やその他 緑化施設の整備事業に対して補助を行う。	交通基盤部	公園緑地課
32		良好な市街地・産 業地景観の確保	河川海岸環境整備事業	瀬戸川保福島地区の親水公園整備及び大井 川梅高地区の親水公園整備等を実施する。	交通基盤部	河川海岸整備課
33		良好な市街地・産 業地景観の確保	空家等対策	県と全市町で構成する空き家等対策市町連絡 会議により情報提供を行なうとともに、特定空 家対策の推進に取り組む。	くらし・環境部 交通基盤部	住まいづくり課 建築安全推進課 景観まちづくり課
34		良好な市街地・産 業地景観の確保	富士山麓フロンティアパーク小 山造成事業	富士山麓フロンティアパーク 小山(小山湯船原 工業団地)の造成にあたり『富士山を借景にし た森に佇む工業団地』をコンセプトに、富士山 の眺望確保のため、富士山側の道路は電線地 中化する。また、新たに設置する緑地には潜在 自然植生を尊重した樹種を選定し自然環境と の調和を図る。	企業局	事業課
35		良好な市街地・産 業地景観の確保	市町の条例の策定や運用に関 する助言 工場緑化セミナーの実施	随時の情報共有やアドバイスを行う。 市町と協働して、工場緑化や企業が行う環境 活動に関するセミナーや見学会を実施する。	経済産業部	企業立地推進課
36	歴史的・文化的な 景観資源の保全・ 活用	連絡協議会の開催	「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連 絡協議会」及び「名勝伊豆西南海岸保存管理 連絡協議会」を定期的に開催する。	教育委員会	文化財保護課	
37	歴史的・文化的な 景観資源の保全・ 活用	文化財の指定、整備・活用の 促進	県文化財保護審議会を開催する。 文化財指定に向けた調査を実施する。 国、市町の調査事業への助言・協力等を行う。 文化財保存費等の補助を行う。	教育委員会	文化財保護課	

No	主要方策	方策の展開	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
38	主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする	歴史的・文化的な景観資源の保全・活用	重要文化的景観の選定支援	文化財担当者研修等において保護制度等を説明する。 市町調査事業への助言・協力等を行う。	教育委員会 交通基盤部	文化財保護課 景観まちづくり課
39	主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む	県費助成や許認可等を通じた景観形成	日本平・三保の松原県立自然公園 公園計画の見直し	公園計画の見直しについて、環境調査結果を基に関係機関と調整を行う。	くらし・環境部	自然保護課
40		県費助成や許認可等を通じた景観形成	環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導	環境影響評価対象事業となる開発事業案件に対し、随時審査・指導を実施する。	くらし・環境部	生活環境課
41		県費助成や許認可等を通じた景観形成	林地開発許可制度の運用	林地開発許可の審査を通じて、良好な森林景観の維持に努める。	経済産業部	森林保全課
42		県費助成や許認可等を通じた景観形成	建築協定の認可促進	住民主導の潤いのあるまちなみを整備するため、市町への支援を行う	くらし・環境部	建築安全推進課
43		県費助成や許認可等を通じた景観形成	都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導	市町への助言を行う。 開発審査会を開催する。	交通基盤部	土地対策課
44		県費助成や許認可等を通じた景観形成	工場立地法の制度活用支援	届出を所管する市町への情報提供、運用に対するアドバイスを行う。 工場緑化ガイドラインを更新し、事業者により良い取り組みを紹介する。	経済産業部	企業立地推進課
45		県費助成や許認可等を通じた景観形成	文化財保護法・条例に基づく手続きの実施	保護制度等の周知事業を実施する。 許可手続き等を適切に履行する。	教育委員会	文化財保護課
46	主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者 に根ざした景観形成を進める	景観に対する意識を変えていくための普及啓発	農村の魅力フォトコンテストの実施	農村景観等の魅力をPRし、保全活動の啓発を図る。	交通基盤部	農地保全課
47		景観に対する意識を変えていくための普及啓発	「花の都しずおか」づくりの推進	花や緑に関する講座やコンクールを開催する。	経済産業部	農芸振興課
48		景観に対する意識を変えていくための普及啓発	緑化優良工場等表彰の推薦	県内で先進的な緑化や環境活動に取り組む工場を、経済産業省等の表彰に推薦する。	経済産業部	企業立地推進課
49		景観に対する意識を変えていくための普及啓発	調査研究成果等を踏まえた情報提供	調査研究成果等を基に、富士山世界遺産セミナーや企画展等を開催する。	文化・観光部	世界遺産センター整備課
50		景観に対する意識を変えていくための普及啓発	「水の都しずおか」の推進	県HPIにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行う。	くらし・環境部	政策監付
51		景観に対する意識を変えていくための普及啓発	県産材利用促進	県産材PRイベントへの出展及び、出展支援を行う。 webサイト「木使いネット」による情報発信を行う。 木工工作コンクールを実施している団体への補助及び知事賞、部長賞の表彰を行う。	経済産業部	林業振興課
52		景観に対する意識を変えていくための普及啓発	文化財クローズアップ	県内の文化財と気軽に触れ合える機会として講演会やシンポジウムを開催する。	教育委員会	文化財保護課
53		景観形成を担う人材の育成	観光人材育成講座の開催	景観づくりに関する講座を、静岡文化芸術大学に委託して実施する「観光人材育成講座」の一部として実施する。(H29年度)	文化・観光部	大学課
54		景観形成を担う人材の育成	総合的な学習の時間等をとった実践	市町において、地域のひと、もの、こととの関わりを生かした総合的な学習の時間の実践を行う。	教育委員会	義務教育課
55		景観形成を担う人材の育成	「地域学」推進事業	指定校(平成29年度、県立松崎高校等10校)において地域学の学習活動を推進する。 富士山や伊豆半島ジオパークにおいてフィールドワークを実施する。	教育委員会	高校教育課
56	協働による景観形成	しずおかアダプト・ロード・プログラム	快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業などの道路清掃や美化活動を支援する。	交通基盤部	道路保全課	
57	協働による景観形成	リバーフレンドシップ	地域住民や利用者等の清掃や除草等の河川美化活動を支援する。	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課	

No	主要方策	方策の展開	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
58	主要方策5 自立した 持続性のある 県民・事業者 に根ざした 景観形成 を進める	協働による景観形成	しずおかポートサポーター	地域住民等が行う港湾・漁港環境整備施設の美化や維持管理、係留施設等における簡易な目視による点検、港湾・漁港施設等を活用した環境学習や啓発活動を支援する。	交通基盤部	港湾企画課
59		協働による景観形成	一社一村しずおか運動 ふじのくに美農里プロジェクト	取組活動組織、範囲の拡大を図る。	交通基盤部	農地保全課 農地整備課
60		協働による景観形成	道路協力団体制度の活用	道路の維持管理や利便性向上につながる活動に積極的に取り組む民間団体等を、「道路協力団体制度」を活用し、支援する。	交通基盤部	道路企画課 道路保全課
61		協働による景観形成	日本風景街道の取組促進	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。	交通基盤部	道路企画課
62		協働による景観形成	河川海岸愛護団体等活動事業 (補助金)	引き続き、県内の市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金の交付を行う。	交通基盤部	河川砂防管理課
63		協働による景観形成	沼津港みなとまちづくり推進計画への取組	平成29年度まで、官民の関係者が参加する沼津港まちづくり会議及びプロデュースチームのワークショップにおいて、取組み内容を纏め整備方針に反映させる。 それ以降、機能再編として物流機能の移転、緑地整備、施設整備を進めていく。	交通基盤部	港湾企画課



ふじのくに景観形成計画

行動計画

発行：静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 TEL:054-221-3490

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530a/h28plan.html>

ふじのくに景観形成計画についての
詳しい情報はこちらへ

ふじのくに景観形成計画 検索

